

2022年2月24日

各位

会社名 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 郷 史  
(コード番号:4927 東証第一部)  
問合せ先 執行役員コーポレートコミュニケーション室長  
橋 直 孝  
(TEL. 03-3563-5517)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査役会監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと看做することができる。	< 削除 >

現行定款	変更案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第1条</p> <p>1. <u>変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2023 年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2022 年3月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 2022 年3月 25 日 (予定)

以上